

## 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況【自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標】

令和3年9月末時点

## 1 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止等に資する取組みの推進

NO.	取組内容(計画)	第8期の目標	令和3年度(上半期)		
			実施内容	自己評価	課題と対応策
<b>&lt;在宅医療・介護連携の推進&gt;</b>					
1	地域の関係団体等が参画する在宅医療・介護連携推進会議（部会・ワーキング）において、現状分析により抽出された課題をもとに対処策を検討します。	すべての区において、区役所が主体的に会議を開催し、対応策を検討、具体化する。	区役所が主体的に会議を開催し対応策を検討、具体化：19区/24区	○	在宅医療・介護連携の推進については、医療・介護を取りまく環境が各区において様々であるため、各区の特徴をふまえながら取組みを進める必要がある。 今後も引き続き、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握・共有のうえ、課題抽出、対応策を検討します。
2	「在宅医療・介護連携相談支援室」に専任の在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置し、医療・介護関係者等からの相談を受けるとともに、連絡調整・情報提供等の支援を行い、多職種間の円滑な相互理解や情報共有を図ります。	すべての区において、多職種間における情報の収集・共有をするために、地域の医療・介護に関する会議に参画する。	地域の医療・介護に関する会議への参画：23区/24区	◎	在宅医療・介護連携の推進については、医療・介護を取りまく環境が各区において様々であるため、各区の特徴をふまえながら取組みを進める必要がある。 今後も引き続き、地域の医療・介護に関する会議に参画し、情報収集及び関係者等との共有を図ります。
3	「在宅医療・介護連携相談支援室」において、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築を図ります。	すべての区において、地域の実情に応じた切れ目のない在宅医療・介護のサービス提供体制のニーズ・あり方について検討、具体化する。	区民が必要とする切れ目のない在宅医療・介護のサービス提供体制のニーズ・あり方の検討、具体化：23区/24区	◎	在宅医療・介護連携の推進については、医療・介護を取りまく環境が各区において様々であるため、各区の特徴をふまえながら取組みを進める必要がある。 今後も引き続き、切れ目のない在宅医療・介護サービス提供体制の検討を図るとともに、具体化に向けた取組みを進めます。
4	医療・介護関係者等や関係機関との連携を実現するには、「顔の見える関係」を構築することが重要であるため、「在宅医療・介護連携の推進」という同じ目的を共有できる研修を行うことで多職種連携の推進を進めます。	すべての区において、医療・介護関係者が参加する「多職種研修会」等を開催する。	多職種研修会の開催：8区/24区 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、上半期においては予定どりの事業実施ができない状況であったため下半期に実施予定	△	在宅医療・介護連携の推進については、医療・介護を取りまく環境が各区において様々であるため、各区の特徴をふまえながら取組みを進める必要がある。 上半期については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けたものの、今後も開催形態等を検討し、多職種間の連携強化のため研修会を開催します。
5	在宅での療養が必要となったときに適切にサービスを選択できるよう、地域住民が在宅医療や介護について理解を深めることが重要であるため、普及・啓発の取組みを進めることで、理解の促進に努めます。	すべての区において、在宅医療や介護に関する理解促進のため、区民講演会の開催や広報紙・ホームページ等で普及・啓発を実施する。	区民講演会や広報紙等・ホームページ等を活用した地域住民に対する普及啓発：3区/24区 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、上半期においては予定どりの事業実施ができない状況であったため下半期に実施予定	×	在宅医療・介護連携の推進については、医療・介護を取りまく環境が各区において様々であるため、各区の特徴をふまえながら取組みを進める必要がある。 上半期については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けたものの、今後も引き続き、地域住民に対して在宅医療や介護に関する理解促進のための普及啓発に取り組めます。

NO.	取組内容(計画)	第8期の目標	令和3年度(上半期)		
			実施内容	自己評価	課題と対応策
6	医療・介護関係者等が連携時に必要な情報を共有できるよう、情報共有ツールの活用を支援し、促進に努めます。	すべての区において、医療・介護関係者が地域で充実又は作成すべきツールの検討を実施する。	地域で充実又は作成すべき情報共有ツールの検討：15区/24区	○	在宅医療・介護連携の推進については、医療・介護を取りまく環境が各区において様々であるため、各区の特徴をふまえながら取組みを進める必要がある。 今後も引き続き、医療・介護の関係者が情報共有するためのツール等の検討を行うとともに、導入や利用促進に向けて取り組めます。
7	P D C Aサイクルに沿って地域実情に応じた柔軟な取組みを進めることで、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を進めます。	すべての区において、課題への対応策が具体化され、実施・評価・改善をP D C Aサイクルに沿って実施する。	年間通しての評価を実施予定	—	在宅医療・介護連携の推進については、医療・介護を取りまく環境が各区において様々であるため、各区の特徴をふまえながら取組みを進める必要がある。 今後も引き続き、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けて、関係機関等と連携しながら、P D C Aサイクルを意識した事業実施の推進を図ります。
<b>&lt;地域包括支援センターの運営の充実&gt;</b>					
<b>(地域包括支援センターの資質の向上)</b>					
8	地域包括支援センター運営協議会において地域包括支援センターの事業の評価を行い、その結果に基づいた助言・支援を地域包括支援センターに対して行うとともに、必要な研修等の実施を通じて、地域包括支援センターの資質の向上を図ります。	事業実施基準 <sup>※</sup> に基づく評価結果目標値等：全ての地域包括支援センターが全ての基準を満たす。 ※総合相談の実施状況や地域ケア会議の開催状況など、地域包括支援センターの事業の基本的な事項に関する評価基準	事業実施基準については、ほぼ全ての地域包括支援センターが基準を満たしており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、工夫を凝らし柔軟な対応を行うなど、すべての地域包括支援センターにおいて適切かつ安定的な運営が行われている状況にあると、市地域包括支援センター運営協議会において評価を受けています。また、評価結果に基づいた助言・支援を地域包括支援センターに対して行うとともに、計画に基づき研修を実施し、地域包括支援センターの資質の向上を図っています。  ・事業実施基準（包括） 基準達成：61包括（92%） ・応用評価基準 基準達成：65包括（98%） ・事業実施基準（認知症強化型） 基準達成：24包括（100%）	◎	高齢者のニーズに応じた相談支援体制の充実を図るため、地域包括支援センターのよりよい運営・活動を推進していくよう、引き続き、評価結果に基づいた助言・支援及び研修等の実施を通じて、地域包括支援センターの資質の向上に取り組めます。
<b>(自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントの推進)</b>					
9	地域で活動する介護支援専門員が自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを推進できるよう支援することが重要であることから、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議の推進に取り組めます。	自立支援等に資する地域ケア会議 <sup>※</sup> の推進 目標値等：各地域包括支援センターにおいて月1回以上実施  ※介護支援専門員による要支援者に係るケアプラン作成に関し、地域包括支援センターの専門職のほか多職種連携による自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議の推進を継続的に取り組んでいます。  ・自立支援型ケアマネジメント検討会議 ：298回  【参考】（R2上半期：185回）	○	介護支援専門員への適切な助言やさらなる多職種連携の意識を高められるよう、地域包括支援センターへの研修等を通じて質の向上を図るとともに、専門職や市民への自立支援・重度化防止の取組みについて、引き続き周知していきます。

NO.	取組内容(計画)	第8期の目標	令和3年度(上半期)		
			実施内容	自己評価	課題と対応策
<b>&lt;認知症の人への支援&gt;</b>					
<b>(認知症初期集中支援推進事業の推進)</b>					
10	早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築し、認知症の人とその家族などの支援を包括的・集中的に行い、認知症の人の自立生活をサポートするため、認知症初期集中支援チームの活動を推進します。	医療・介護等の支援につながった割合 目標値：90%以上/年 ※介護保険サービスやインフォーマルサービスの他、本人に必要と考えられる何らかの支援につながったものを含む。 支援終了時における在宅生活率 目標値：80%以上/年	全区で認知症初期集中支援チームを展開しています。 ・医療・介護等の支援につながった割合：96.6% ・支援終了時における在宅生活率：82.8% ※いずれも9月末時点 ・訪問支援対象者数：621人(9月末) 【参考】(令和2年度：635人)	◎	認知症初期集中支援推進事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも継続的に支援を行うことができています。引き続き支援者への研修の実施等によりスキルの維持向上を図っていきます。
11	認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族への支援を行う「ちむオレンジサポーター」の仕組みを構築するとともに、認知症の人にやさしい取組を行うオレンジパートナー企業の登録を増やしていくことにより、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに取組めます。	「ちむオレンジサポーター」数 目標値：2023(令和5)年度末までに300チーム	認知症地域支援コーディネーターを対象に連絡会を開催し、チーム立ち上げに関する説明を行いました。また4区の認知症地域支援コーディネーターとワーキング会議を開催し、オレンジサポーター養成のための認知症サポーターステップアップ研修の内容等について検討を行いました。 8月26日、30日には、認知症サポーターステップアップ研修(72名養成)をオンラインも併用した方法により開催しました。 ・オレンジサポーター養成数：134人 ・オレンジパートナー企業登録数：1,043件	○	オレンジパートナー企業については順調に登録数が増加しています。 ちむオレンジサポーターについては新型コロナウイルス感染症の影響によりステップアップ研修の遅れや地域活動が難しい等の課題はあるが、認知症カフェなどで活動している認知症サポーターにステップアップ研修の受講勧奨を実施し、チームの登録につなげるなどの取組を進めています。
<b>&lt;介護予防の充実&gt;</b>					
12	「百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場を、高齢者が徒歩で参加できる身近な場所で開催できるよう、「百歳体操」で使用するおもりやDVDなどの物品の貸し出し等を実施するとともに、リハビリテーション専門職の派遣による活動の場の立ち上げや継続のための支援を実施します。	2025(令和7)年度末までに20,000人の参加をめざし、毎年度、参加者目標数を設定し、段階的に目標を達成する。 2021(令和3)年度末 17,100名 2022(令和4)年度末 17,800名 2023(令和5)年度末 18,500名	要介護認定に至らない元気な高齢者を増やすため、「いきいき百歳体操」等の体操・運動などを実施する通いの場に対し、必要物品の貸出やリハビリテーション専門職等のはげんによる助言・指導等を実施し、「百歳体操」等の介護予防に資する住民主体の通いの場の充実を図っています。 (令和2年度末実績：15,567人)	◎	令和元年12月から現在において、新型コロナウイルス感染症感染拡大予防の観点から、通いの場での活動を休止する参加者が多く存在しています。 閉じこもりがちな新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、各関係機関と連携しながら引き続き事業の周知啓発を実施します。
13	社会参加や地域貢献活動を通じた介護予防活動を推進するため、介護予防ポイント事業に参加する高齢者の一層の増加をめざした取組を推進します。	介護予防ポイント事業 活動者数 2021(令和3)年度末 1,358名 2022(令和4)年度末 1,871名 2023(令和5)年度末 2,384名	65歳以上の高齢者が、福祉施設等で介護予防活動を行った場合や、在宅の要支援者等に対する生活支援活動を行った場合に活動実績に応じた換金可能なポイントを付与することで、高齢者が社会参加や地域貢献活動を通じて自身の介護予防を図る取組を行っています。 (上半期実績：108人)	×	令和元年12月から現在において、新型コロナウイルス感染症感染拡大予防の観点から大半の福祉施設等において、本事業の活動者を含む来訪者の受け入れを中止していたこともあり、活動実績としては目標を下回っています。 新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、マッチングシート等を活用した新規活動登録者を確実に活動者としてことや、アプリを活用した施設と活動希望者のマッチング強化等により、活動者の増加に取り組めます。

NO.	取組内容(計画)	第8期の目標	令和3年度(上半期)		
			実施内容	自己評価	課題と対応策
<b>&lt;生活支援体制の基盤整備の推進&gt;</b>					
14	地域の実情に応じたよりきめ細かな支援を行うため、生活支援コーディネーターの体制の充実を図り、協議体等の会議を通じた関係機関との情報共有や地域ケア会議等への積極的な参画・連携により、生活支援・介護予防サービスの充実に取り組みます。	地域ごとに異なる個別課題や地域課題の解決に向けた地域ケア会議等へ参画	・生活支援体制整備事業において、ボランティアやNPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体が参画する協議体及びワーキングの開催等を通じて、多様なサービス(資源)の開発に取り組んでいます。(上半期実績:協議体30回開催、ワーキング164回開催)	◎	・第1層加え第2層コーディネーターを配置し、引き続き、ボランティアやNPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体と連携し、協議体やワーキングの開催等を通じて、多様なサービスの創出・拡充に取り組みます。
15	生活支援コーディネーターが把握した既存の地域資源では対応が困難なニーズがあった場合には、協議体を通じて、不足する地域資源の開発を行います。	生活支援コーディネーターや協議体の活動を通じた地域資源の開発	・生活支援コーディネーターがアンケート調査や地域での聞き取り調査等を通じて把握したニーズや資源状況、課題などを協議体へ報告し、取組みの進捗状況の共有や意見交換を実施し、資源の開発を行っています。 ・生活支援コーディネーター同士の情報共有や連携強化、知識の向上を図るため、生活支援体制整備事業連絡会(上半期実績:2回)を開催しています。 ・生活支援コーディネーターが把握した既存の地域資源では対応が困難なニーズに対し、不足する地域資源の開発につながるよう、多様な活動主体による協議体及びワーキング(上半期実績:協議体30回開催、ワーキング164回開催)を開催しています。	◎	・効果的に事業運営を行うため、受託団体より事業計画書の提出を求め、四半期ごとに検証・見直しを行い、PDCAサイクルに沿った取組みを進めます。 ・高齢者の社会参加を通じた生活支援サービスの充実がますます求められるため、新たな地域資源の創出につながるよう、引き続き多様な活動主体を巻き込んだ協議体などのネットワークづくりを推進します。
<b>&lt;介護支援専門員の質の向上&gt;</b>					
16	居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成するケアプランが、利用者の自立を促すとともにニーズにそっているかを点検指導し、ケアプラン作成における問題点や課題を抽出、検証のうえ、結果を介護支援専門員へ周知することで、すべての居宅介護支援事業所に対して意識改善を図り、介護支援専門員の資質向上をめざします。	ケアマネスキルアップ事業 参加事業所数 2021(令和3)年度 384か所 2022(令和4)年度 391か所 2023(令和5)年度 398か所	322か所(令和3年9月末時点)	○	引き続き介護支援専門員の資質向上をめざす。
<b>2 介護給付等に要する費用の適正化の推進</b>					
17	国民健康保険団体連合会のデータから、近年増加が顕著なサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の入居者に対してケアプランを作成する割合の高い事業所などへ直接訪問し、ケアプランが「利用者の自由な選択を阻害していないか」、「真に必要なサービスが適切に位置づけられているか」をケアマネジャー(介護支援専門員)の同席のもと確認検証し、「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組みを支援します。	ケアプランチェック(居宅サービス計画) 訪問事業所数 2021(令和3)年度 172か所 2022(令和4)年度 175か所 2023(令和5)年度 179か所	0か所(令和3年9月末時点) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置として、令和2年3月以降のケアプランチェックを中止としている。	×	新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、ケアプランチェックの実施時期を検討する。(R3.11より再開)

NO.	取組内容(計画)	第8期の目標	令和3年度(上半期)		
			実施内容	自己評価	課題と対応策
18	国民健康保険団体連合会に業務を委託し、同連合会から保険者に対して提供される介護給付情報と医療給付情報の突合結果をもとに、給付状況等を確認したうえで、疑義がある内容について、各事業者へ照会を行い、重複請求等請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。	介護給付と医療給付との支払実績突合点検（医療情報との突合） 2021(令和3)年度 5,648件 2022(令和4)年度 5,761件 2023(令和5)年度 5,876件	2021(令和3)年度：3,366件 (令和3年9月末時点)	○	給付状況等を確認し、各事業者へ照会を行い、請求等が適正に行われるよう引き続き点検を行う。
19	高齢者向け賃貸住宅に介護サービスの必要な人を住ませ、過剰または不適切な介護サービスを行うケースに対応するために、一つの住所において多くの利用者に介護保険のサービスを提供している訪問介護事業者や居宅介護支援事業者の状況を国民健康保険団体連合会のデータ等を活用して把握し、重点的な指導を行います。	一つの住所で10人以上の利用者に介護保険サービスを提供している訪問介護又は居宅介護支援事業者への実地指導数 2021(令和3)年度 75か所 2022(令和4)年度 76か所 2023(令和5)年度 77か所	0か所（令和3年9月末時点） ※新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置として、令和2年3月以降の実地指導を中止としている。	×	新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、実地指導の実施時期を検討する。 (R3.11より再開)
20	公平・公正な要介護（要支援）認定を行うためには、適正な認定調査や審査判定を行う必要があることから、認定調査員等に対する研修を行うとともに、必要に応じ保健師の同行や手話通訳者等を派遣することにより的確な審査判定資料を作成し、全国一律の基準により審査・判定を行います。	認定調査員等研修 2021(令和3)年度 17回 2022(令和4)年度 13回 2023(令和5)年度 15回 保健師の同行・手話通訳者等の派遣 必要に応じて実施	認定調査員等研修(Web研修) (新規研修) 10回	◎	新規研修に関しては、新型コロナウイルス感染拡大の観点から、Web研修としたことから、開催場所の確保が不用となり、当初計画とおり実行できている。
<b>3 その他</b>					
21	介護サービス事業所に対する実地指導の一部委託化を推進し、実地指導の実施率の向上を図ると共に、市職員が虐待や不正請求等の重要案件に一層、重点的に取り組めるようにしていきます。	実地指導実施率 2021(令和3)～2023(令和5)各年度 16.6%以上	実地指導実施率 2021(令和3)年度26か所（令和3年9月末現在）※上半期については新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、緊急性の高いもののみ実施。	×	・ より効率的な実地指導に努め、引き続き、指定の更新期間である6年に1度の実地指導を行うことを目標に取り組んでいきます。 ・ 苦情・通報、虐待事案も増加しており、迅速な対応を図ることにより、虐待や不適切ケアを改善させ、不正に対して厳正に対処していきます。
22	養介護施設従事者等に対しては、集団指導や実地指導、監査などの機会を通して、虐待防止や従事者の通報義務・職員のストレス対策について啓発を図るとともに、集団指導時に併せて、人権擁護に関する研修会を実施するなど高齢者虐待防止に関する研修等の取組みを進めます。 また、高齢者の尊厳を傷つけるだけでなく、身体的機能の低下を引き起こすものになりうる施設等における身体拘束についても、高齢者虐待として、引き続き養介護施設従事者の資質の向上や意識改革等による防止に向けた取組みを進めます。	虐待防止等に関する研修参加事業所数 2021(令和3)年度 6,730か所 2022(令和4)年度 6,931か所 2023(令和5)年度 7,138か所	集団指導における人権擁護に関する研修参加は6197か所。 引き続き研修参加を進めている。	○	引き続き研修参加を進めている。

NO.	取組内容(計画)	第8期の目標	令和3年度(上半期)		
			実施内容	自己評価	課題と対応策
23	<p>大阪市社会福祉研修・情報センターにおける研修の実施など、介護サービス事業等の従事者の資質向上に取り組みます。</p> <p>また、福祉教材を活用した福祉教育の推進など、福祉に関する理解促進やイメージアップを図ります。</p>	<p>左記の具体的な取組みについて、第8期についても、引き続き取り組む。</p>	<p>・大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、介護サービス事業等の従事者の資質向上の観点から、福祉専門職のスキルアップのための研修等を実施</p> <p>・小学生用福祉教材や教員の指導用副教材を作成し、配付しました。</p>	○	<p>・大阪市社会福祉研修・情報センター 新型コロナウイルス感染症の感染対策を引き続き行っていく必要があり、オンライン開催や動画配信など、開催方法を工夫して実施していく必要があります。</p> <p>研修受講者満足度評価等の目標が達成できるように、受講者に対して満足度に関するアンケートを実施し、効果検証を行いながら、受講者に満足してもらえ研修を行ってまいります。</p> <p>・小学校教員に対して福祉教材の活用に関するアンケートを実施して効果検証を行いながら、引き続き、総合的な学習の時間等における福祉教材の活用を促し、福祉について学ぶ機会を設けます。</p>
24	<p>介護職員の安定的な確保を図るとともに、事業主による介護職員の資質向上や雇用管理の改善の取組みがより一層促進されるよう、国の処遇改善加算は段階的に拡充されており、大阪市としても、集団指導等において介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得勧奨を行うなど取得促進に引き続き取り組みます。</p>	<p>処遇改善加算取得事業所数 2021(令和3)年度 4,001か所 2022(令和4)年度 4,057か所 2023(令和5)年度 4,114か所 特定処遇改善加算取得事業所数 2021(令和3)年度 2,603か所 2022(令和4)年度 2,639か所 2023(令和5)年度 2,676か所</p>	<p>処遇改善加算取得事業所数 2021(令和3)年度4,101か所 (令和3年9月末現在)</p> <p>特定処遇改善加算取得事業所数 2021(令和3)年度2,895か所 (令和3年9月末現在)</p>	◎	<p>引続き集団指導やホームページにおいて介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得勧奨を行うなど取得促進に取り組みます。</p>